

会津美里町
幼児教育ビジョン（案）

会津美里町

I はじめに

人の一生において、幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期である。幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を培い、人間として、社会の一員として、より良く生きるための基礎を会得していく。

また、幼児期は、知性の発達という面においても、人間関係の面でも、日々急速に成長する時期でもあるため、この時期に経験することは、将来、人間性を培う意味で重要なことである。

しかしながら近年、少子化、核家族化が進行し、子ども同士が集団で遊びに熱中し、時に葛藤しながら、お互いに影響し合って活動する機会が減少するなど、様々な体験の機会が失われている。また、テレビゲームやインターネット等の室内の遊びが増えるなど、偏った生活を余儀なくされている。

このような状況を受け、近年の幼児の育ちについては、基本的な生活習慣や態度が身に付いていない、他者とのかかわりが苦手であり、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下している等の傾向が見られる。

このように、子どもの育ちをめぐる環境が著しく変化している中で、幼稚園等施設における教育を含め、幼児教育全体の在り方を根本から見直すことが必要になっている。

また、都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

そこで本町では、幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、国の幼児教育プログラム、県のうつくしまっ子幼児教育振興ビジョン、会津美里町次世代育成支援対策行動計画及び会津美里町第一次振興計画の基本計画に基づき、幼児教育に関する施策を中心とする総合的な実施計画として、会津美里町幼児教育ビジョンを策定することとした。

また、本ビジョンの実施期間は、平成21年度を初年度として平成25年度までの5年間とする。

II 基本的な考え方

1 幼児教育の現状と課題

高田地域では、地域限定の公立幼稚園1園と私立幼稚園1園、公立保育所3ヶ所と私立保育所1ヶ所で乳幼児の保育及び教育を行っているが、3歳児から幼保の選択ができない現状にある。

本郷地域・新鶴地域は、それぞれ公立幼稚園1園、公立保育所1ヶ所で同一敷地内に施設を併設し、幼児の一体的な教育を行っている。

福島県は、平成18年12月19日に福島県の認定こども園の認定の基準を定める条例

を制定し、施行されたところであり、今後、会津美里町全域で幼保一体的な運営や認定こども園についても今後検討していく必要がある。

1) 幼児の育ちから

近年の幼児の育ちについては、基本的な生活習慣や態度が身に付いていない、他者とのかかわりが苦手である。また、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下しているなどの課題が指摘されている。

- ①生活リズムの崩れが見られ、夜型に変わってきている。
- ②他者とのかかわりが苦手である。
- ③自制心や耐性、規範意識の育ちが不十分である。
- ④自然体験、社会体験が不足している。
- ⑤体力・運動能力に低下の傾向が見られる。
- ⑥食生活の乱れが見受けられる。

2) 幼稚園・保育所の現状から

幼稚園等施設の地域的偏在の問題を踏まえ、在住するすべての満3歳児から5歳児の就園を目標に施設の整備等、幼児教育の機会の拡大について、幼保一体化の推進及び認定こども園制度の活用についても、更に検討し、推進・充実する必要がある。

また、幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化・改善や3歳未満児の幼稚園教育への円滑な接続など、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の検討が求められる。

- ①地域や保護者の多様なニーズへ対応した子育て支援が求められる。
- ②入所年齢の低下傾向への対応が求められる。
- ③障がいのある幼児等への対応が求められる。
- ④幼稚園・保育所の一層の連携が求められる。
- ⑤幼児教育から小学校教育への円滑な移行が求められる。
- ⑥開かれた幼稚園・保育所づくりの推進が求められる。
- ⑦小学校就学前の子どもの育ちに関する保護者向けサービス窓口等に、事務の一元的な対応が求められる。
- ⑧出生数の減少及び教諭・保育士数の減少を踏まえ、幼稚園・保育所の配置・運営形態についての対応が求められている。
- ⑨高田地域においては、保護者が幼保の選択ができる施設配置が求められる。

3) 保護者・地域社会の状況から

幼稚園等施設を利用していない子育て家庭の教育力向上のために、親子登園、園庭開放や子育て相談を実施するなど、幼稚園等施設が積極的にかかわっていく必要がある。

- ①家庭や地域の子育て力が低下している。
- ②育児不安や孤立感を感じる親が増加している。
- ③虐待と思われるケースが増加している。
- ④安全に遊ぶことができる場所が減少している。
- ⑤保護者間及び保護者と地域の人々との交流の場と機会が減少している。
- ⑥在宅の幼児の子育て支援が求められる。
- ⑦子育てにかかる経済的な負担が問題となっている。

2 施策の基本方針

近年の少子化等の進行に伴い、幼児教育・保育のニーズが多様化していく中で、幼稚園等施設の機能を一体化して効率的な運営を検討するとともに、保護者の就労の有無・形態等を問わず、子どもの視点に立った幼児教育・保育の提供を図り、地域の実情や親の幼児教育・保育のニーズに適切かつ柔軟に対応できるようにする。

また、遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を目指し、幼稚園等施設と小学校との連携を強化する。特に、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、連携・接続の強化・改善を図り、幼児教育と小学校教育双方の質の向上を図っていく。

また、3歳未満児の幼稚園教育への円滑な接続など、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図っていく。

そこで本ビジョンでは、よりよい幼児教育の推進を図るために、次の2点を本町の幼児教育の基本方針として、幼児教育・保育の推進を図っていく。

- (1) 幼稚園等施設の教育機能の強化・拡大
- (2) 幼児教育を支える基盤等の強化

III 具体的な目標及び施策

1 幼稚園等施設の教育機能の強化・拡大

(1) 幼児教育の機会の拡大

①乳幼児保育の拡大

乳幼児保育については、現在6ヶ月児から受け入れを実施しているが、核家族化の進行や女性の就業率の増加に伴ない、保護者の要望が増えていることから、各幼児施設の受け入れ乳幼児の受け入れ年齢基準や定員・施設環境の見直しを図る。また、企業への子育

て支援の啓発を図る。

②障がいのある幼児等への対応

一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導及び支援を行うための幼稚園等施設の入園・入所資格基準を再確認し、教育・福祉・医療等の部局や機関のネットワーク化を図り、障がいのある幼児等への保育の充実を図る。

また、障がいのあるなしにかかわらず共に育つ環境づくりに努めるとともに、地域社会において障がいのある幼児の正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進する。

③幼稚園就園奨励費の充実

保護者への経費的な負担の軽減を図るため、現在、文部科学省の補助を受けて行っている幼稚園就園奨励費補助事業の減免額の見直しを検討する。また、本町に住所を有し他町村に就園している園児の保護者に対しても減免の措置を行えるよう検討する。

④行政窓口の一元化

保護者に対する行政サービスの向上及び今後幼保一体化を推進するために教育委員会及び健康福祉課所管の乳幼児担当業務の統一を検討し、利用者に立ったわかりやすい行政の窓口の一元化を図る。

⑤公立と私立の役割分担の検討

保護者の就労形態などの変化により、様々なニーズに対応する柔軟さが求められている現在、多様な保育サービスを提供するため、公立と私立、官と民との役割分担や責任の確保策、民間施設の持つ機動性や柔軟性を生かしながら、「民間でできることは民間に委ねる」を原則に、公立施設の管理運営業務の民間への移行を検討する。

(2) 教育・保育の充実

①教育・保育内容の充実

子どもを取りまくさまざまな環境を活かした自然体験・社会体験をカリキュラムに取り入れ、自ら学び、自ら考え、自ら行動できる幼児の「生きる力」の基礎を育む。

また、しつけの三原則である「みさと運動」を地域、家庭と連携し推進する。

②心の教育の充実

家庭との連携のもと、幼児が教諭や保育士との愛情や信頼感を基盤として、友達など様々な人と触れ合って生活する体験を通して、道徳性の芽生えを培う。

また、自然や動植物との直接的・具体的な体験を通し、豊かな感性を培い、生命を大切にする心を育む。

③健康に関する教育の充実

健康で安全な生活を営むために必要となる基本的な生活習慣や態度を身に付けさせるため、早寝早起きを推進するなど十分な睡眠を確保できるよう保護者に対し啓発を図る。

また、いろいろな遊びの中で「歩く」「走る」「跳ぶ」「投げる」「捕る」など基本的な運動能力の発達を促し、全身を使った活動など生活の流れの中で健康な生活のリズムを身に付けさせるカリキュラム等の充実を図り、進んで運動しようとする幼児を育てる。幼児期における適切な運動刺激と運動経験をえられる機会の拡大・強化を図る。

さらに、「元気なほんごうキッズを育てる連絡会」等、子ども達の健康を、学校・行政等でネットワークをつくり、地域ぐるみで行っている活動について推進を図る。

④幼稚園等施設の教育・保育環境の充実

幼稚園等施設の一体化、総合施設化など利用者の視点に立った保育及び幼児教育体制のあり方を検討し、幼稚園等施設の再編・再整備を推進する。さらに、幼稚園・保育所等の人事交流などを視野に入れた職員配置を検討し、つながりのある教育・保育に努める。

また、幼児の安全確保等のため、安全・防犯・衛生対策にも配慮した環境整備を推進する。

(3) 食育の推進

①食育の推進

「郷土食」や「伝統食」等の食文化を考える機会の提供や「愛情弁当の日」を設ける等、家庭でも食に関する関心が持てるよう保護者に対する講演会・試食会を開催し、家族がそろって食事をとることの大切さ、食への感謝の気持ちなどを育める食育の推進を図る。

絵本や紙芝居等の教材を利用した指導の実施を図るとともに、体調不良時やアレルギー体質等幼児の一人ひとりの発達に応じたきめ細やかな食を提供できるよう検討する。

さらに、新鶴地域の幼稚園等施設については、構造改革特別区域の認定を受けた「ニッキーズ食育特区」を継続し、地域の一体的な食育の推進を図る。

②食材の供給環境の整備

安心・安全な食を提供することはもとより、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するため、地産地消と食材供給環境の整備を図る。

(4) 教諭と保育士の資質及び専門性の向上

①研修内容の充実

園内・所内研修時間の確保に努め、教諭と保育士と一緒に学べる合同研修を実施するなど、実技研修・演習・協議等実際の研修をより一層推進する。自己評価・自己点検に基づく研修目標の設定など効果的な研修の内容や構成を工夫する。

また、カウンセリングや虐待への対応、障がいのある幼児等の教育・保育に関する専門的な知識や指導技術の向上を図る研修を推進する。

②職員配置や人事交流

幼稚園教諭・保育士の免許状の併有及び幼稚園一種免許状の取得促進を図り、幼稚園・保育所の相互理解を深め、資質向上を目指す人事交流を推進する。

また、幼児の発達段階や人数、障がいのある幼児等実態に応じた複数保育等の定着を図る。

2 幼児教育を支える基盤等の強化

(1) 子育て支援の充実

①家庭教育への支援

幼稚園等施設を利用していない未就園児に対する親子登園や施設開放等を実施し、家庭教育支援を推進する。親が積極的に且つ、楽しんで子育てができる環境づくりに力を入れ、親としての自覚を高めるために保育参観等の行事を開催するなど、保護者同士が集い・語り合える交流の場の設定に努める。さらに、教養講座等保護者の学習の機会を設け、親の育児力の向上を支援する。

また、父親の役割と存在感が発揮できるような事業を実施し、親子・家族・地域等で子育てを楽しめるような機会を設けるなど、支援する体制を推進する。

②開かれた幼稚園・保育所づくりの推進

幼稚園等施設の運営や指導内容等は、保護者や地域社会、関係機関等への情報公開に努め、自己点検・自己評価を充実させることで教育・保育の水準の維持・向上を目指す。さらに、学校評議員制度等の積極的な活用や関係者による外部評価等の導入を促進し、公表等の効果的な情報提供の工夫に努める。

③子育て情報の提供、相談体制の整備

幼稚園等施設を利用していない子どもとその保護者は、ともすると地域で孤立しがちである。子育てに悩みや不安を感じている親が少しでも悩みを軽減できるように教育と福祉が融合し、教諭や保育士、保健師など専門知識を有する職員による「育児、子育て相談」の場を提供するため、「地域子育て支援センター」の充実を図り、親子が気軽に遊べて心配事も相談できるコミュニケーションの場としても参加・利用できるよう整備する。

さらに、子育てサービスの情報や町内の公共施設、幼稚園、保育所、公園などの情報を子育て中の親に的確に伝え、利用してもらうために、広報誌やインターネットを利用した情報提供を行う。

④子育て支援サービスの充実

「子育て家庭」の実態を把握し、家庭教育・社会教育との連携のもと、子育てボランティアの育成や、自主的なサークルを支援するなど、地域社会の教育力を高める。地域のイベントなどに親子で気軽に楽しんで参加できるような内容を組み入れて、地域の人達と子育て中の親子が関わりを持てるようなイベントの実施を図る。

また、ファミリーサポート事業と連携しながら一時預かり、施設における一時保育についても検討する。

(2) 異年齢、異世代との交流

1) 幼稚園・保育所・小学校の連携

①幼稚園・保育所と小学校との連携

幼稚園・保育所・小学校の相互参観やT・Tによる保育や行事等の実施、生活等における乳幼児・児童の交流活動の推進等の内容を取り入れた幼保小連携カリキュラムの研究開発や、幼稚園・保育所・小学校の一貫教育の検討をする。

また、合同研修の実施等幼稚園・保育所・小学校の教員の情報交換・交流促進を図り、相互理解と教育内容における接続の改善を図る。

②幼保一体化の推進

本町は、様々な保育ニーズに対応するため本郷地域及び新鶴地域で幼保一体化の運営を行っており、高田地域においても幼稚園・保育所の一体化、総合施設化など利用者の視点に立った幼児教育の体制のあり方を検討し、保育に欠ける・欠けないに関わらず同じ教育・保育を受けられるよう幼保一体化の運営を推進する。

2) 地域との連携

①異年齢・異世代との交流推進

保護者・地域ボランティア等様々な世代の人々の保育参観や乳幼児と小中高等学校の児童生徒の交流活動、インターンシップの受入れ等保育環境の充実を図る。

また、幼児の多様な体験の機会を増やすため、未就園児の親子登園や老人福祉施設等の訪問、施設や地域のお年寄りを招待するなど、様々な機会を持ち季節の行事等を通じて世代間のふれあい活動を推進する。

②地域の施設や人材等を活かした教育・保育環境の充実

英語指導助手や読み聞かせの会、消防署員、交通指導員など専門的な経験を活かした活動を保育の中に取り入れるため、地域の人材、施設、環境等の教育資源を活用した行事や日常の幼児教育が適切に行えるような環境の整備を図る。また、幼児教育にかかるボランティア人材バンクの整備等、ネットワークの形成及び人材の育成を図る。

③幼児の安全確保

教育・保育活動中の子どもの安全を確保するためのマニュアルを作成し、常に危機意識を持ちながら各関係機関・地域・警察等の連携を図り、日常の保育を実施する。また、施設内外の危険箇所の把握や遊具の定期的な安全点検の実施、不審者や災害等に備えた実際的な避難訓練等を計画的に実施する。

施設外においても、スクールガードリーダー等地域の人々の協力のもとに、地域ぐるみで見守る体制づくりの推進を図る。

さらに、障がい児の視点に立ったユニバーサルデザインの安全な環境づくりを進める。

④家庭との連携

「教育の原点は家庭にあること」を基本として、家庭における基本的な生活習慣や人と

かかわり合う力の育成、幼児の健康の維持増進や基本的な体力の基盤となる食生活の重視、運動の機会の増加を図る。

また、親と子どもの育ちを支える楽しい機会や地域ぐるみで関わる行事などを多く設け、子育ての楽しさや親としての幸せを味わえるよう支援する。

IV 計画推進にあたって

幼児教育に必要な具体的施策を推進するため策定された本ビジョンが、効果的に実施されていくためには、幼児教育に携わる関係者が互いに協力し合い推進していく必要がある。

また、本ビジョンの推進を図るうえで幼児教育に関する国の施策の変化や地方分権の動きなどを的確に捉えるとともに、会津美里町第一次振興計画などとの整合性を図りながら実施していく。

スローガン

美里っ子 未来に花咲けのびのびと

目指す幼児像

未来を拓く、心豊かに健やかに生きる子ども

〈 方針 〉

〈 重点事項 〉

〈 具体的方策 〉

幼稚園等施設の教育機能の強化・拡大

幼児教育を支える基盤等の強化

手をつなぎ・心をつなぎ・未来へつなぐ

(1) 幼児教育の機会の拡大

- 乳幼児保育の拡大
- 障がいのある幼児等への対応
- 幼稚園就園奨励費の充実
- 行政窓口の一元化
- 公立と私立の役割分担の検討

(2) 教育・保育の充実

- 教育・保育内容の充実
- 心の教育の充実
- 健康に関する教育の充実
- 幼稚園等施設の教育・保育環境の充実

(3) 食育の推進

- 食育の推進
- 食材の供給環境の整備

(4) 教諭・保育士の資質及び専門性の向上

- 研修内容の充実
- 職員配置や人事交流

(5) 子育て支援の充実

- 家庭教育への支援
- 開かれた幼稚園・保育所づくりの推進
- 子育て情報の提供、相談体制の整備
- 子育て支援サービスの充実

(6) 異年齢、異世代との交流

- 幼稚園・保育所と小学校との連携
- 幼保一体化の推進
- 異年齢・異世代との交流の推進
- 地域の施設や人材等を活かした教育・保育環境の充実
- 幼児の安全確保
- 家庭との連携

